

許可番号 第04305043288号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 名 福岡県福岡市東区郷口町8番28号
株式会社サンダイ
代表取締役 出口 栄二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 木 村 敬



許可の年月日 令和7年(2025年)4月24日

許可の有効年月日 令和11年(2029年)8月27日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—	—	○
汚泥	—	○	—	○	○
廃油	—	○	—	○	—
廃酸	—	○	—	○	○
廃アルカリ	—	○	—	○	○
廃プラスチック類	—	○	—	○	—
紙くず	—	○	—	—	—
木くず	—	○	—	—	—
繊維くず	—	○	—	—	—
動植物性残さ	—	○	○	—	—
動物系固形不要物	—	—	○	—	—
ゴムくず	—	—	—	—	○
金属くず	—	—	—	—	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	—	—	—	—
鉱さい	—	—	—	—	○
がれき類	—	○	—	—	—
動物のふん尿	—	—	—	—	—
動物の死体	—	—	—	—	—
ばいじん	—	—	—	—	○
政令第2条第13号に規定する廃棄物	—	—	—	—	—

複写厳禁

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。